

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令

物品調達審議委員会規程（昭和 47 年岩手県訓令第 28 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあつては<u>出納局総務課総括課長</u>、地方審議会にあつては<u>広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあつては<u>予算調製課総括課長、管財課総括課長、出納課総括課長及び出納局総務課管理担当課長</u>を、地方審議会にあつては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第 2 条第 2 号に規定する地方公所をいう。）の職員で、<u>広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものうちから広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部長が指名する職員 4 人以上の者</u>をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 7 条 本庁審議会の庶務は<u>出納局総務課</u>において、地方審議会の庶務は<u>広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部</u>において処理する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあつては<u>出納局管理担当課長</u>、地方審議会にあつては<u>広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあつては<u>予算調製課総括課長、管財課総括課長、出納局指導審査担当課長及び出納局出納担当課長</u>を、地方審議会にあつては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第 2 条第 2 号に規定する地方公所をいう。）の職員で、<u>広域振興局等の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるものうちから広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部長が指名する職員 4 人以上の者</u>をもって充てる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第 7 条 本庁審議会の庶務は<u>出納局</u>において、地方審議会の庶務は<u>広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部</u>において処理する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。